

## 令和3年度(2021年度)第2回環境審議会 議事録要旨

1 日 時 令和3年(2021年)7月28日(水曜日)10時00分から11時18分まで

2 場 所 熊本市役所 議会棟2階 予算決算委員会室

3 出席者 環境審議会委員(11名)

篠原 亮太	会長	鳥居 修一	副会長
川越 保徳	委員	原島 良成	委員
阪本 恵子	委員	澤 克彦	委員
宮園 由紀代	委員	村山 勝年	委員

※以下の委員はオンライン参加

張 代洲	委員	中田 晴彦	委員
波村 多門	委員		

事務局(8名)

三島 健一	環境局長	本田 昌浩	環境推進部長
村上 慎一	資源循環部長	池田 賀一	首席審議員兼環境政策課長
橋本 倫子	環境政策課副課長	吉田 香織	環境共生課長
永田 努	首席審議員兼水保全課長	中村 勝	廃棄物計画課副課長

4 欠席者 環境審議会委員(4名)

高宮 正之	副会長	阿部 淳	委員
宮瀬 美津子	委員	泉 勇氣	委員

## 5 次第

### (1) 開会

事務局挨拶

配布資料の確認

### (2) 議題

審議事項

第4次熊本市環境総合計画骨子（案）について

- ・ 計画の期間について
- ・ 基本理念（目指す都市像）について
- ・ 基本方針について
- ・ 施策体系について
- ・ 重点的取組について

### (3) 閉会

## 6 配布資料

### 次第

資料1

令和3年度(2021年度)第2回環境審議会審議用資料

資料2

第4次熊本市環境総合計画骨子（案）

資料3

第4次熊本市環境総合計画骨子案（たたき台）についての委員からの意見及び本市の対応方針

## 開 会

### 【事務局挨拶】

三島 環境局長 挨拶

### 【配布資料の確認】

事務局より説明

### 【定足数報告】

事務局 熊本市環境審議会規則第10条第2項の規定により委員の過半数の出席が必要であるが、本日は委員15人中11名の出席であるため、審議会開催の定足数を満たしていることを報告する。

## 議 題

### 【審議事項 第4次熊本市環境総合計画骨子（案）について】

篠原 会長 第4次熊本市環境総合計画の骨子案について、事務局からの説明を求める。

橋本 環境政策課副課長

(資料1～3について説明)

篠原 会長 骨子案の説明があった。それでは項目毎に審議したい。まずは計画の期間について、何かご意見あるか。

村山 委員 私から、計画期間が5年間、10年間それぞれのメリットとデメリットについての再整理を提案したが、このような総合計画は市民、事業者、行政の共有のもと、特に行政側で活用されることが大半と思われる。そのような中、計画期間10年の間に首長の交代で大幅な計画見直し等があったのかどうか、その頻度も含め、これまでの実情等を伺いたい。

三島 局長 環境総合計画については、市長の交代によって、途中で計画を前倒しで変更するというようなことはなく、10年スパンでやってきた。

ただ、市の最上位計画である総合計画は、市長の交代によって、計画が大きく見直される、あるいは、新市長の選挙公約を踏まえて大きく見直されたということは過去に数度あったと記憶している。

市長任期に合わせた総合計画であるが、仮に市長交代の際は、また新たな市長の判断の中で見直し、変更ということは、一般論としてはあり得ることであるかと思う。

篠原 会長 村山委員よろしいか。

村山 委員 はい。

川越 委員 計画期間だけを重点的と言われるが、他の項目にも関わってくる。

PDCA サイクルでは、あたかも計画を毎年チェックして、主に内容を見直すということであろうが、そこには見直すというような雰囲気のことを書かれてあり、まずはここに関わってくるということ。

それから計画の位置づけでは、先ほどの局長の説明にもあったが、市の最上位計画が総合計画であると。しかし、位置づけは環境基本条例と第7次総合計画があたかも並列で書いてある。

第7次総合計画が最上位計画であるならば、環境基本条例より上に来ていないとおかしいという印象を持った。

(資料3では、) 条例と計画は別次元であるとの答えしかなくて、一体別次元とはどういう意味なのか、訝ってしまう。これは市長交代との先ほどの話しにも関連していく。どのような建て付けであるのか。

そもそもこの環境基本条例がどの辺にあり、そして環境総合計画というのがどこにあり、どの立場の方が変わられたら、どうなったときにこれが変更されるかというところはまずよく分からない状況になっている。

それから、計画の期間の項目と(資料2の10ページの計画の推進)が二重定義になっている。

(資料2の10ページの計画の推進)では、計画を見直すということを書いているのか。それとも、計画の中の個別の項目の見直しを1年ごとに行うのか、そこがすごく曖昧である。

環境審議会では、10年や5年で見直そうと言っているが、そこでいう見直しとは何を見直すのかなど。

計画全体を見直すということか、そうでないのか。逆に、第5章のPDCAサイクルでいう見直しとは何を言っているのか。2か所で記載されている見直しが同意義であるとすれば、1年ごとに、場合によっては計画全体を見直すという話しになる。

そうでないとすれば、1年ごとにチェックして見直すのは、計画全体ではなくて個別のものだということなのか。その辺が曖昧なままでよく分からない。この辺をどのように整理しているのかお尋ねしたい。

橋本 環境政策課副課長 資料2の2ページの環境総合計画の位置づけについて。環境基本条例と第7次総合計画は別次元という表現を用いた理由として、環境総合計画の

策定根拠が環境基本条例となるのでこれで一つのつながりが生まれる。

一方で、第7次総合計画は環境総合計画の上位の計画との位置づけであり、条例と第7次総合計画は別のものになる。

加えて、第7次総合計画は自治基本条例が策定根拠であり、これらの意味合いで、別のものであるという表現をしているところである。

2点目の見直しについては、川越委員のご指摘のとおりであるとする。

PDCA サイクルの中で、毎年チェックをするものについては施策以下の取組等も含めてかと思っている。

また、第7次総合計画が第8次に代わるタイミングで、新たな視点や大きな施策の追加等があれば、環境総合計画のほうも連動して見直していくということなども想定して見直しを考えているところである。川越委員のご指摘を踏まえて、見直しについてはきめ細かく事務局のほうで整理したい。

篠原 会長 見直しについては、どこまで見直しするかということはある程度、ガイドラインをつくっておかないと、全体が崩れてくる。大項目を見直すのか、小さな項目を見直していくのかということは、事務局のほうでよく整理されたい。

原島 委員 見直しの時期は5年目に設定するのが適当ではないか。

必要に応じて見直すと言っているのでは見直されないから、国の法律も何年後に見直すという附帯決議や附則を付けることがある。一定の時期に見直すという規定を入れておいたほうが良いと考える。

しかし、様々な要因が想定されるから時期を入れないのだということで、薄い色で、第7次総合計画と、国の環境基本計画が記載されているが、これらは令和6年(2024年)には動き出すので、5年後に見直すのは時宜を得た、良いことだと思う。

SDGsの目標年度(令和12年度)で計画を見て見直すのは、計画が令和13年までであり、ちょっと遅過ぎるし、ここに記載する必要はないと思う。

見直し時期を5年目に設定することが、不都合であるという事情があったら教えていただきたい。

橋本 環境政策課副課長 見直し時期を5年目に設定することの不都合は直接的にはない。5年目に関係なく、見直す要因が出てくることが想定されるので、見直し時期を設定せず、毎年見直しの検討をしてはどうかという整理案であったが、改めて5年目を見直し時期とするかどうかについては、事務局で検討したい。

原島 委員 見直しは、基本的に指標について見直すものだと思う。どのような進捗状況で、このままちゃんと10年後に達成できるのかというものを検討するのが基本的な

見直しのイメージである。

その検討を行わないと、10年後に目標が達成できなかった、で終わるので、指標の見直しは、確実に中間年にやるべきものだと考える。

篠原 会長 これについてはもう少し、5年と10年という話しが出てきたので、もう少し事務局で詰めていただきたい。

適宜見直すという逃げのような言葉が入っているが、中間年の5年くらいでは見直す必要があるかなど。4年で見直す必要があるかもしれないので、もう少し柔軟に考えて、あまり5年で区切るよりは、ある程度余裕を持たせても良い。首長の交代の可能性もあるということで、どのような時に、どのような項目を見直すというガイドラインを決めて、皆に分かりやすいように表現して提示して欲しいと思う。

計画の期間はこれでよろしいか。

(意見なし)

篠原 会長 それでは基本理念について議論していきたい。

私としてはまとまっているかと思うが、何か足りないキーワードがあるかどうか。足りない文言が入っているか。この理念はずっと残るのもので、簡単に見直すわけにはいかないと思う。

川越 委員 最初に恵まれた“環境”とあり、もう1回持続可能な“環境”とあり、“環境”が2回出てくるというのがひっかかる。

篠原 会長 リモートで参加の委員の方も、ご意見ないか。

(意見なし)

篠原 会長 次は基本方針について議論したい。

これについては皆さんからたくさん意見が出されており、それぞれ、私も読ませていただいて、なるほどというものがあつた。

最終的にはあまり細かくせずに、まとめることができるものはまとめていったということである。

澤 委員 脱炭素社会という考え方をどの程度この計画に盛り込む必要があるのかというところが、つかみかねず、地球環境をまもるといふ漠然とした、いろんなことを包摂はしているが、例えば自然共生や循環型社会をつくっていくという、環境政策の大きな潮流に対して、少しピントが甘いのかなという印象を持った。

当然個別計画の中で、脱炭素社会に関する個別計画があるので、そこに任せていると

いえばそうなのだが、もう少し表現として、地球温暖化防止というよりも、脱炭素社会をどうつくるかというふうにシフトしているという印象を持っている。市の政策の中でどのような整理になっているかを伺いたい。

また、横断的という言葉が、安直にくっつけているだけではないかという感覚と、環境政策の中だけで横断しているからいいというふうになってしまうのは少し懸念材料かなと考える。SDGs という考え方を取り入れるのであれば、環境以外の分野とも複合的または同時解決と言ったりするが、そういった多様な視点を持つと深さが変わってくるのかなと考える。単に部署を横断するだとか、環境政策の中で元々違うものを連結させるというようなことだけではなく、もう踏み込んだ、次元を超えた横断性ということが、SDGs の観点から期待されていると考える。

この2点について事務局の考えを伺いたい。

橋本 環境政策課副課長 先に2点目の横断的のご指摘であるが、元々の整理が委員ご指摘のとおりで、環境総合計画の中における横断的取組というか基盤的になるものというような意味合いで、環境教育であったりアセスであったり、国等との連携を、環境総合計画の中で横串を刺すイメージで位置づけているものである。

ご指摘のとおり SDGs の観点も大変重要であると思っており、こちらについては計画の位置づけで示しているとおおり、いろんな個別分野計画が市の中にある。それらとの連携というのも意識しながら計画の作り込みを進めてまいりたいと考えているので、そのようにご理解をいただければと考えている。

1点目の脱炭素社会の構築であるが、施策6-1 地球温暖化対策を推進する が等しく脱炭素社会の実現を目指すと考えている。脱炭素というキーワードを、どこまで、施策の中で出していくかというところについては検討させていただきたい。

澤 委員 10年のスパンということ考えたときに、そこに耐えうる視野、そういう政策的な骨格ということに耐えうるものが需要であるという観点での質問と提案である。

篠原 会長 脱炭素社会という言葉が出てきていないというのは、焦点に欠けると考える。地球温暖化という、項目を大きくくくったテーマとなっているが、今後、細かく計画を作るときに出てくると思うので、意見として十分取り入れていただきたい。

宮園 委員 基本方針6の地域から地球環境をまもるとある。これは地域の活動をもとに地球環境をまもるのだと私たちは思うのだが、どうも、悪から地球をまもるというイメージになってしまっていて、例えば戦隊もののイメージになってしまう。

地域から地球をという表現を、地域発信で地球をまもるのだというような違う言葉の

方が良いと考える。

橋本 環境政策課副課長 この表現は環境基本条例の前文の表現をそのまま引用したところ。地域から地球規模の視点を持ってという表現が前文の中にあるため、それを踏まえて記載したが、表現について、もう少し工夫ができるかを検討させていただきたい。

川越 委員 基本方針の3について。あえてここで“くまもとらしい”という言葉が入って、歴史的・文化的環境をまもりという、つなぐはいいと思うが、そもそも言葉として歴史的・文化的環境というのが分からない。

くまもとらしいという表現も違和感がある。

環境という曖昧な言葉は除いて、“熊本の歴史文化をまもり次世代につなぐ”のほうがいいと思うが、そうすると環境が抜けるから、環境と掛からなくなるということか。

橋本 環境政策課副課長 歴史的・文化的環境という表現は、環境基本条例の表現をそのまま引用している。

第3次環境総合計画の中にも歴史文化に関する環境目標を掲げているが、そこでは“熊本の歴史文化を守り”という表現になっていることから、表現は事務局で検討したい。

鳥居 副会長 むしろ今回の基本方針に関してはいいかなと思っている。というのは、環境基本条例の目的を担保するために、計画の基本方針に6つの方向性がある、これらの6つはベクトルが決まっているので、横串を刺さないと条例の目的は達成できないのではと考え、横断的というように解釈した。

確かに脱炭素社会というのは、市長がもう宣言されておられるので当然向かうべき方向性であり、連携中枢都市圏でアクションプランも今年から作り始めている。

脱炭素という言葉は入れなくてもよく、別のところでもきっちりと担保されていて、既に動いているという意味では、ここに書かれている6項目と、7項目目の、横串を刺して横断的というのは、十分理解できる。

ただ、本当に、横串を刺して横断的にちゃんとやれるのかどうかは、今後議論していかなければならないと思う。

また、このキーワードであるまもる、育み、つなぐ、これはすごく好感を持っている。

橋本 環境政策課副課長 ご意見を踏まえて、実際に実践できるかどうか、見ていきたい。

篠原 会長 これまで基本計画、施策、体系について議論に入っているが、他になけれ

ば、次に進みたい。

(意見なし)

篠原 会長 それでは重点的取組について、皆さんの意見を伺いたい。これは事務局の考え方が入ったものである。

2項目重点的取組として挙げられているが、これ非常に重要な、まさに重点の項目である。

澤 委員 地球温暖化対策という表現が、防止型というか、いまは適応から、また踏み込んで、炭素を吸収する位しないと排出ゼロにできないというような議論が進んでいる中で、この10年間の重点、途中見直しが入るにしても、ちょっと言葉が、パリ協定含めて踏み込んでいる表現であるとか方向性が多い。もう少しドラスティックな表現にして、そのようなニュアンスがもう少し伝わると、この計画の本気度がもっと伝わるのではないかと考える。

先ほどの基本方針6を、脱炭素社会に向けて地域から地球環境を守るとか、そういったフレーズがあった上で、重点的取組に繋がってくると骨組みとしての太さも出てくると思う。

全体の計画の中で特に重視する部分ということであり、また、地下水の保全を取り組むことによって、そのほかの様々な環境課題も、同時に巻き込んでいたり、例えばそういったところの要素がしっかり伝わるような掲げ方であったりが重要であると考えられる。

緑化フェアがあるというような表現があるが、直近の話題を短期的に上げているだけに見られかねないので、この10年かけて深めていくのだという、そういったニュアンスが必要で、7つの基本方針と16の施策を総合的に推進するというときに、この2つが目玉となることで、それ以外の分野の取組についても牽引していくような、そういった位置づけが必要と考える。

もう1段階立たせることによって、様々の中のこれが重点であるという、要素も当然あると思うが、この2つを柱にすることによって、ほかの分野の環境政策もどんどん牽引されていくような、そういったものが、ニュアンスとして見せられるといいのではないかとこのように思う。

篠原 会長 私の個人的な意見であるが、地球温暖化対策の推進という、素っ気ない表現であると感じる。脱炭素社会構築を基本としてとか、目指してとかを加えるとどうか。

脱炭素社会の構築を主な施策として、地球温暖化対策を推進するとなると良い。脱炭素社会を基本とする地球温暖化対策の推進とするとどうかと考えた。

基本的に脱炭素社会にならないと地球温暖化は防げない。地球温暖化対策はほかにい

っぱいあり、メタンを出す牛を減らすなどの対策などがいろいろあるが、基本的には私たちの排出する CO<sub>2</sub> を下げる、脱炭素社会を作ることが地球温暖化対策として、最大の効果が上がるものだとされているので、具体的な言葉を入れたらどうかと思う。

そうすることで、焦点が絞られると考える。地球温暖化対策というのは簡単ではあるが、ものすごく曖昧な言葉であると思う。事務局の意見を聞きたい。

三島 環境局長 資料 1 の 6 ページに、環境基本条例第 6 条の施策の項目を踏まえて、基本方針と施策を掲げている。施策は表現としては平たんな表現をどちらかとしている。

一方 7 ページに書いている重点的取組は、少しとがったというか、まず 1 番目は熊本らしきみたいなのをもっと全面的に出して、積極的に重点的に取り組んでいくということ強調したいということで記載している。

2 点目は、全世界的なトピックである温暖化対策を、熊本から先進的な取組として、今脱炭素ドミノという表現もあるが、脱炭素ドミノの起点となるように取り組んでいきたいという思いをこの重点的取組にそれぞれに書いている。

表現については、地球温暖化対策という言葉自体は 10 年前、20 年前からこの言葉自体は平たい表現として使われている言葉であるので、もう少し表現としてもとがったものにできないかということは、澤委員はじめ会長からもご意見賜ったので、事務局で表現についても工夫をしていきたい。

篠原 会長 重点的取組は以上でよろしいか。

原島 委員 資料 1 の 6 ページについて、先ほど鳥居委員が、環境総合計画は環境基本条例を実際に動かしていく、エンジンになるものとして存在するというように受け取った。連動性があるべきものだ。

それはそうであるが、条例そのものは抽象的なものばかりであるので、環境総合計画ではもう 1 段それを具体化していかなければならないものだと思う。基本方針はある程度抽象的でいいと思うが、施策をここまで抽象化するのはどうだろうと考える。

最初の生活環境の部分は基本方針と施策がほとんど一緒である。前回（の骨子案（たたき台）はもう少し具体的だった。具体的であればいいとも限らないが、ここまで曖昧で抽象的だと、せつかくの総合計画を動かしていくのに、押し出しが弱いと感じた。

地域温暖化対策は、先ほどの議論で変わっていくと思うが、生活環境の項目や、2-1 の地下水や河川等を保全するも、“や”、“等”を使用しており、よくなったとは感じられない。

もう 1 つ別の観点では、生活環境のところ、1-2 快適な都市空間で気になったのは、熊本市全域が都市計画区域ではなかったと思う。つまり都市ではないところに住んでい

の方々がいると思う。そういう方々の快適な生活にも何か配慮があったほうがいいのではと思ったところ。

橋本 環境政策課副課長 まず基本方針1の施策について、ご指摘のとおりかと思いつつ、前回の骨子案(たたき台)が、ほかの基本方針に比べてちょっと施策数が多かった。

前回の骨子案(たたき台)の1-1と1-2から1-5について、1-1はいわゆる公害の防止ということで生活空間のカテゴリー化と、1-2から1-5は都市づくりという観点からまとめることができないかと考え、2つにまとめた経緯があるが、委員のご指摘を踏まえて事務局のほうで検討したい。

篠原 会長 もう少し施策は検討するという事で承知した。

これで各項目議論は終わったが、全体的に皆さんの意見をいただきたい。振り返ってほかの項目でも結構であるからご意見あればいただきたい。

川越 委員 施策に関する取組については審議しないという話しであった。前回の骨子案(たたき台)には、もう少し具体的な取組やKPIが記載されていた。

施策が抽象的だというのは、今後検討する取組との関係があると思うので、取組以下を議論したり、説明したりするときに、同時に施策も検討できるような余地を残しておいた方が良くと思う。

私も原島委員が言われるとおりだと思った。なぜ施策の数を絞って、まして抽象的で、基本方針と変わらないではないかというような印象は持っていた。より具体的な項目であろう取組の内容とともに、施策を検討する機会があればいいのではと思った。

橋本 環境政策課副課長 施策までを答申でいただきたいと考えている。施策が大ざっぱ過ぎるのではないかという川越委員、原島委員のご指摘については、事務局でもう1度検討した上で、施策までを答申でいただきたいと考えている。

答申をいただいた後に、施策を踏まえた取組等を、計画素案の中で成果指標等も含めて細かく加えていきたいと考えている。

篠原 会長 つまり次回までに、施策の具体的な取組を入れた資料を審議会に提示するという事か。

橋本 環境政策課副課長 施策までを提示して、それ以降の取組等については、答申をいただいた後、計画素案の中でお示ししていきたい。

篠原 会長 答申の時点ではない。答申の後でやるということである。川越委員よろし

いか。

川越 委員 要は取組を見ずに、施策までは決めないといけないという意味か。前回の資料にはあったものは予定だったのか。前回記載の内容は出てこないということか。

橋本 環境政策課副課長 取組はこの審議会のお示しはするが、答申にあたっては施策までとしていただきたい。しかし施策をご検討いただくには取組等の内容が必要かと考え、資料2の7ページでたたき台のレベルのものであるが、主な取組をイメージを持ってもらうためにお示ししたものを。

川越 委員 取組はあくまでも施策を決めてからしか検討しないという理解でいいのか。

橋本 環境政策課副課長 そのとおりである。

篠原 会長 よろしいか。そういう手はずで進めるということである。リモートで参加の委員の皆さんも何かご意見あるか。これだけはちゃんと指摘しておきたいということがあればお受けするが、いかがか。

原島 委員 環境基本条例に書いてあることであれば、条例で決まっていることであるからわざわざ答申するまでもない。条例に記載している項目を具体的にどのように動かすのかという内容が分かる施策でないと答申する意味がないと感じる。

篠原 会長 今度出てくる答申は、実行可能な計画が出てくると思う。実行可能な計画になるためには、取組が出てこない、施策だけの項目だけでは分かりにくいところがあるが、答申という形式を取る必要があることも考えなければならない。次回の審議会で、答申案が出てくるという認識でよろしいか。

橋本 環境政策課副課長 骨子案と、本日のご議論を基に次回の環境審議会で答申案をお示ししたい。

篠原 会長 他にご意見無いか。

鳥居 委員 もう1度確認したい。原島委員の意見に私も同意である。施策の表現は曖昧さがあり、何をしたいのというような具体策がない。これは施策に対する取組を詳細に書くから、それで問題ないという理解でよろしいか。

橋本 環境政策課副課長 環境総合計画の基本的考え方について諮問した際に、施策までの考え方の整理をお願いしたいという説明をしていた。取組についても審議会のご意見など賜りながら、今年度中に計画を策定していきたいと考えている。

鳥居 委員 施策は少し曖昧さがあってもよくて、取組を詳細に記載するからこの表現でよろしいと解釈していいのか。

橋本 環境政策課副課長 鳥居委員のご発言のとおりである。施策の中に取組という具体的なものがあるので、施策はある程度それを網羅する表現としたいと考えているため、施策を細かく表現するということは想定していない。

原島 委員 大学で行政計画を教えるときは、計画とは目標を設定して手段を整えるものだと言っている。

基本方針が目標の設定をしているところで、具体的な手段を示すために施策があるが、現在の施策は、手段ではなくて目標になっている。つまりこれは施策とは呼べない。もっと細かく、公害防止だったらそのために何をするのかという、取組が実は施策という言葉で、通常認識されるものであると感じる。

三島 環境局長 様々なご意見賜っているが、行政計画の策定の実務の立場から申し上げたい。

条例第6条を踏まえて基本方針があり、それを実現する手段として施策を掲げる。

さらにそれを実現するための手段として、取組というか、事務事業が個別に、さらに細かく展開されると、目的と手段の連鎖の関係で3層あるいは4層構造になるというのが行政計画の作り方かと思う。

基本方針をお示しして、それを実現するための手段としての施策をご審議いただくまでが答申の対象と考えている。

ただ、今のご議論を総括すると、この施策として骨子案でお示ししている文字面は、手段というほどの具体性にやや欠けるのではないかというご指摘かと思う。そこは十分承り、次回お示しするときにはより具体性の手段としての意味合いを持っているようなものをお示ししたいと思う。

もう1つ、一般的に計画は、基本方針があつて施策があつて、取組、事務事業という構造になっているが、現実的には、既に存在する様々な事務事業があるため、現状の事務事業を踏まえながら下から上に組み立てるといような考え方も、実務としては存在する。

次回、施策を答申案という形で審議いただく際には、資料2に記載の主な取組につい

でも、現状の事務事業や、今後こういったことをやりたいということを少しお示した上で、施策の表現について御審議いただきたいと思う。

篠原 会長 皆さんよろしいか。  
(意見なし)

篠原 会長 今日の意見を踏まえ、次回までに事務局で答申案を作ってもらおうということでもよろしいか。ただし市行政内部の議論もあるので、それも含めた形の答申案になると思う。大幅な組替えはないようにしていただきたいと思う。小さな文言や項目の簡単な変更はあっても仕方ないと思うが、大幅な内容の変更がないように、市内部においても十分に、この審議会の意向を伝えて、まとめていただきたいと思う。

今日の議論これで終了するが、次回の答申案が出てくる時期はどうか。

橋本 環境政策課副課長 審議会の日程調整表を机上に配付している。第3回環境審議会は、8月31日または9月1日、3日のいずれかの日で調整をさせていただきたいと考えているが、市議会の関係もあるので、重複した場合は調整させていただきたい。

篠原 会長 コロナ感染拡大が進んでいるので、今回は対面会議ができるかどうか。これ以上進むと完全リモートになるかもしれない。委員の皆さんも所属機関から出席するなど指示が出るかもしれないので、事務局はそれを十分に踏まえて、会場設定、時間設定をしていただきたいと思う。

皆さんのほうから何かないか。  
(意見なし)

## 終 了

篠原 会長 本日より予定していた議題も全て終了したので、これを持って令和3年度第2回熊本市環境審議会を閉会する。事務局へお返す。

池田 首席審議員兼環境政策課長 引き続き計画の策定について、ご審議とご協力をお願いしたい。

橋本 環境政策課副課長 本日の審議は議事録要旨を作成して後日委員に確認をいただきたい。

以 上